

改正

平成20年4月21日告示第27号
平成20年8月5日告示第50号
平成21年2月6日告示第6号
平成23年7月1日告示第68号
平成24年11月30日告示第94号
平成26年3月17日告示第31号
平成27年12月16日告示第94号
令和2年3月31日告示第24号

伊根町ホームページ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊根町ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるもの（以下「バナー」という。）による広告をいう。）とし、その内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の広報媒体に掲載することにより、その公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告に係るもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業又はこれらに類する営業に関するもの
- (5) 消費者金融、債権回収等に関するもの
- (6) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの
- (7) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容であるもの
- (8) 法令の規定による広告規制に違反するもの
- (9) 各業界の自主基準に定める表示事項を適切に表示していないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が広告として適当でないと認めるもの

(広告主の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する営業を営む者は、ホームページへの広告の掲載をすることができない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する営業
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業及びこれらに類する営業
- (3) 消費者金融、債権回収等に関する営業
- (4) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容に関する営業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める営業

(広告の掲載)

第4条 ホームページトップ画面下段とし、無作為に選ばれた位置に表示する。

2 枠数は無制限とし、同一の者が同時に2以上の枠に広告を掲載することができる。

(バナーの規格)

第5条 バナーの規格は、次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める規格とする。

(1) 大きさ 天地45ピクセル 左右140ピクセル

(2) 情報量 30キロバイト以内

(3) 情報形式 GIF形式 (アニメーションGIFを除く。)

(バナーの表現上の禁止事項)

第6条 バナーには、次に掲げる表現を含んではならない。

(1) テキストボックス (あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの)

(2) プルダウンメニュー (あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの)

(3) ラジオボタン (あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの)

(4) 閲覧者に対してあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、閲覧者の意志に反した動きをしたり、入力等何らかの操作ができると閲覧者に誤解させるおそれのあるもの

2 前項に掲げるもののほか、バナーには、ホームページと類似する色調又は字体を使用するなど、町ホームページの一部であるかのように混同するおそれがある表現を含んではならない。

(広告の掲載料)

第7条 広告の掲載料は、1枠につき月額2,000円とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、伊根町広報誌及びホームページへの掲載その他町長が必要であると認める方法で行う。

(広告掲載の申込み)

第9条 ホームページに広告を掲載しようとする者 (以下「申込者」という。) は、伊根町ホームページ広告掲載申込書 (様式第1号) 及び広告原稿の案を町長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申込者は次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、当該事実を公簿等によって確認することができる場合を除く。

(1) 申込みをする日前3月以内に発行された登記簿謄本の写し (申込者が法人である場合に限る。)

(2) 申込みをする日前3月以内に発行された住民票の写し (申込者が個人である場合に限る。)

(3) その他町長が必要と認める書類

(掲載広告の決定)

第10条 町長は、前条に規定する申込みがあったときは、次条第1項の審査委員会による審査を経て掲載する広告を決定するものとする。ただし、掲載を継続するための申込みは、以前の申込み内容に変更がない場合に限り、審査委員会による審査を省略することができる。

2 町長は、前項の規定による決定について、伊根町ホームページ広告 (掲載・不掲載) 決定通知書 (様式第2号) により、申込者に通知する。

(伊根町ホームページ広告審査委員会)

第11条 町長は、前条第1項の審査を行うため、伊根町ホームページ広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、総務課長、企画観光課長、住民生活課長、保健福祉課長及び地域整備課長の職にある者で組織する。

3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画観光課長の職にある者をもって充て、副委員長は総務課長の職にある者をもって充てる。

（掲載料の納付）

第12条 第10条第1項の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、町長が指定する期日までに当該広告の掲載料を、原則として一括して納付しなければならない。

（広告原稿の作成及び提出）

第13条 広告原稿は、広告主が作成し、町長が指定する期日までに町長に提出するものとする。

（広告の掲載期間）

第14条 広告の掲載期間は、1月を単位に、最長12月とし、引き続き広告主が広告の掲載を希望した場合には、これを優先することができる。

2 広告の掲載期間は、当該掲載を開始する月の1日から当該掲載を終了する月の末日までとする。

（広告主の責任）

第15条 広告主は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 広告主は、広告の掲載に係る事項について変更しようとするときは、速やかにその旨を町長に届け出るものとする。広告の掲載を中止しようとするときも、同様とする。

（広告掲載の決定の取消し）

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

（1） 広告主が、指定する期日までに広告の掲載料を納付しなかった場合

（2） 広告主が、指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合

（3） 広告内容が、第2条各号のいずれかに該当することとなった場合

（4） 広告主の営む営業が、第3条各号のいずれかに該当することが判明した場合

（掲載料の返還）

第17条 既納の掲載料は、返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により、広告を掲載することができなかったときは、この限りでない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、ホームページへの広告の掲載について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月21日告示第27号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年8月5日告示第50号）

この告示は、平成20年8月5日から施行する。

附 則（平成21年2月6日告示第6号）

この告示は、平成21年2月6日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日告示第68号)

この告示は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月30日告示第94号)

この告示は、平成24年11月30日から施行する。

附 則 (平成26年3月17日告示第31号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月16日告示第94号)

この告示は、平成27年12月16日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第24号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。